

【役員選出方法に関する内規】

1. 理事候補者は、地方区ごとに選出する。
 2. 地方区は、北海道・東北地区、北信越地区、関東地区、東海地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区の7地方区とする。
 3. 地方区ごとの選出定数は、各地方区の会員15名につき1名の割とし、端数10名以上の場合は1名の増とする。
 4. 次期理事は、理事会が候補者を選出し、総会において審議決定する。
- 付則 この規程は、平成15年3月29日より適用する。